

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和4年度第3回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和5年1月13日（金）午後6時～8時
会 場	総合庁舎本館4階 特別会議室
出席委員	石渡委員長、北本副委員長、中島委員、平岡委員、香取委員、松原委員、徳永委員、長崎委員、脇山委員
欠席委員	岩崎（香）専門委員、吉田委員、寺田委員
区側職員	竹内健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、堀内健康推進課長、齋藤碑文谷保健センター長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、高橋高齢福祉課長、田中障害施策推進課長、岩谷障害者支援課長、中野生活福祉課長、大塚子育て支援課長
傍聴者	2名
配布資料等	<p>資料1 付託事項Ⅱ福祉分野の重点事項について（案） 1 地域共生社会の実現の推進（3）地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>資料2 付託事項Ⅱ福祉分野の重点事項について（案） 2 生涯現役社会・エイジレス社会の推進</p> <p>資料3 目黒区の高齢者人口等の推計</p> <p>資料4 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」</p> <p>資料5 全世代型社会保障構築会議報告書</p> <p>資料6 第3回地域福祉審議会（令和4年12月7日）における主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員名簿、区側出席者名簿</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ ご意見等記入用紙（令和4年度第3回計画改定専門委員会）</li> <li>・ めぐる区報 令和5年1月15日号（地域包括支援センター特集号）</li> </ul>
会議次第及び主な発言	<p><b>1 開会</b> 委員の9名が出席しており、定足数を満たした。 事前配付資料及び当日配付資料の確認を行った。</p> <p><b>2 付託事項Ⅱ福祉分野の重点事項の検討について</b> <b>委員長</b> 本日は、保健医療関係の委員にも出席いただいている。 付託事項の検討を行う。事務局に資料1「付託事項Ⅱ 1 地域共生社会の実現の推進（3）地域包括ケアシステムの深化・推進」について説明を求める。 <b>福祉総合課長</b>（資料1により説明） <b>委員長</b> 意見・質問等はあるか。 <b>委員</b> P2の27行目に「地域包括支援センターの認知度向上の取組」とあるが、区民の認知度調査は行っているのか。 <b>福祉総合課長</b> 介護保険と高齢者に関する調査*を計画改定時に行っており、その中で地域包括支援センターの認知度について質問している。 *「介護保険と高齢者保健福祉に関するアンケート（平成29年3月）」、「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査（令和2年3月）」、「第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査（令和4年度＝集計中）」 <b>副委員長</b> P1の最終行で、「地域包括支援センターは、高齢者のみならず、（中略）すべての区民を対象に」とあるが、実際にはほとんどが高齢者に関する相談だ</p>

と聞いている。対象がどれだけ区民に周知・理解されているのか。別紙1のP2に、相談件数等の表があるが、高齢者以外の相談の件数はどう見るのか。

次にP2の22行目以降に、「地域包括支援センターに配置している地域連携コーディネーターを中心とした」とあるが、地域連携コーディネーターはどのような仕事をしているのか。

さらに、P4の27行目で、「生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャルワーカーとの連携による」とあるが、目黒区では、この2つの職種は同じ人が兼務している。この書き方は、今後は兼務を解消して連携する方向を目指していくということか。

**福祉総合課長** 1点目について、総合相談の件数は増加しているが、内容としては介護に関する相談等が多い。実際は在宅療養の相談や安否確認、障害に関する一部のサービスの申請も受け付けている。区では、出張相談や講座、区報などを通して、高齢者に限らず多様な相談を受けていることを周知しているが、浸透させるためにはもっと積極的に働きかけていく必要があると認識している。

地域包括支援センターには、3職種（保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置しており、地域連携コーディネーターは地域資源の掘り起こしや地域のネットワークづくり、見守り活動及びその協力事業者との連携・支援等を担っている。

**健康福祉計画課長** 1点目のすべての区民を対象とした相談件数であるが、別紙1のP2「相談件数・ケアプラン件数」の表の「保健福祉総合相談」の欄が高齢者以外の区民相談の数字である。令和元年度は471件、令和2年度は653件、令和3年度は691件と増加しているが、すべての区民にどう周知するかが課題だ。

生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャルワーカーの「連携」の表現に関して、今後兼務を解消する方向なのかとの質問については、様子を見ながら考えていきたいというのが結論である。生活支援コーディネーターは、介護保険法に基づき、高齢者を対象として地域づくりの支援を行うことに重点を置いているが、コミュニティ・ソーシャルワーカーは、全世代対象で、個人の相談にのり個別支援を行う部分も重要だ。

目黒区では、現在、生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャルワーカーを各々4名として計8名を配置しているが、5年度には合わせて10名にしたいと考えている。今後どちらの業務に重点を置いていくか等については、実施の様子を見ながら計画策定の中で考え方を出していきたい。「連携」の表現については、引き続き検討していく。

**副委員長** 「連携」の書き方は、「生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャルワーカーの有機的な役割分担のあり方を検討する必要がある」等の表現を検討してはどうか。

地域包括支援センターの周知については、センターの職員が様々な方々を対象としていることを意識化し、民生委員にも伝えていくことが必要ではないか。

**委員長** 地域包括支援センターが様々な方を受け止めていくのは良いが、地域の相談は本当に複雑で難しいものが多い。相談がその後どうつながっていくのかが見えるといいのではないか。

**副委員長** 地域包括支援センターは、将来的には全ての窓口がワンストップを目指しているが、現状は得手不得手があって、高齢者については得意だが、それ以外は難しいということは理解できる。

生活支援コーディネーターが、例えば住区など身近なところで、週1、2回出張相談をしてみてもどうか。一番身近なところで利用してもらい、「何でも相談できますよ」というワンストップの機能を果たしながら機能強化を図るのが良いので

はないか。

**健康福祉計画課長** 区としても出張相談やアウトリーチを強化していきたいと考えている。1月21日(土)に田道ふれあい館まつりで、地域包括支援センターとコミュニティ・ソーシャルワーカーと一緒に相談コーナーを実施する予定である。

**福祉総合課長** 住まいの相談にしても虐待や生活困窮、生活保護など、入口は地域包括支援センターで受けるが、福祉総合課が後方支援として一体的に対応している。全ての複合的な課題を福祉部門だけで解決できる状況にはないので、福祉総合課が子育てや教育、都市整備の住宅部門と連携しながら進めている状況である。

**委員長** 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)があることが目黒区の特徴だ。

**委員** P4の5行目以降に、「生活支援体制整備事業では、(中略)協議体で、地域課題の共有、(中略)生活支援サービスの創出に向けた取組が行われている。」と記載がある。別紙3では、さらに協議体会議の開催実績、内容等が詳しく紹介されているが、具体的にどういうことが新しい取組として始まろうとしているのか。

資料を見るとZoom体験とかオンラインでのおしゃべりの場だとかが見られる。ICTの活用とそれにより地域の中での孤立を防ぐとか、地域のつながりを作る等、今後計画の中に盛り込んでいくことができるような取組があれば教えてほしい。

また、生活支援体制整備事業自体の出発点は、要支援の高齢者が中心であるが、実際にはどのような高齢者に焦点を当てているのか。

**健康福祉計画課長** 生活支援体制整備事業は、別紙3のP2の表のように、5地区に一つずつ協議体がある。協議体には、地域の老人クラブのメンバーや民生委員、また社会福祉協議会のボランティアセンターの職員等も入っている。当面の活動としては、例えば地域のマップや通信紙を作るための話し合いをしている段階で、まだ何かを作っていくところまでは行っていない。目黒区では第1層協議体のコーディネーターとして、「地域づくり支援員」を健康福祉計画課に1名配置している。

平成27年度の介護保険法改正時には、国の考えでは、老人クラブや町会から第1層協議体のメンバーに参加するイメージであったが、現状ではなかなか難しい状況がある。本区では、今年度末に各地区の第2層協議体の座長、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター及び所管課長等で話し合いを行いたいと検討を進めているところである。

**委員** 生活支援体制整備事業は、全国で見れば、非常にうまくいっているところもあると思うが、一律に取組を点数化して評価すると言っても、実態はそうはいかない。実質的にやれることを見極めて進んでいければいいのではないか。

**委員** 地域包括支援センターと「福祉のコンシェルジュ」の関係について、ニーズを把握してそれが複数課にまたがる場合に、どういう会議体で対応していくのが課題だったが、その仕組みについて先ほど福祉総合課長から説明があった。そこが非常に重要な部分だが、目黒区では対応できていると認識した。

2点目は、生活支援体制整備事業の協議体について、いろいろな地域でやや形式的になっており、会議のための会議になっているのではないかと感じている。全国的に見れば、工夫してうまく運営しているところもある。大変難しいとは思いますが、今年度は具体的にこういう取組をやってみようとか、会議が形式化・形骸化しないような形で進めることが大事だと思う。

3点目は、人材確保について。現在、福祉人材に入って来ているのは50歳代が最も多い。ヘルパーの高齢化が言われて久しいが、10年後には、ヘルパーの確保が相当厳しくなるだろう。ヘルパーの人数だけを見るのではなく、中身について

も、どのような状況なのかを把握しておく必要がある。その上で、例えば23区内では区独自に人材センターを作っているところもあり、今後目黒区としてどう人材を確保するのかという視点が必要になるのではないかと思う。

**福祉総合課長** 相談内容が、地域包括支援センターで完結しないものや、複数課にまたがる場合には、福祉総合課が中心となって対応している。

なお、資料4「介護保険制度の見直しに関する意見」を配付した。これは、令和4年12月に国の社会保障審議会介護保険部会が取りまとめたもので、その中でも地域包括支援センターの総合相談機能の活用や高齢者に限らず、複合的な広い関わりの必要性が示されている。

**副委員長** 医師の委員にお尋ねしたいが、介護等の従事者から「医師に質問したいことがあるが、先生方はいつも忙しそうでなかなか聞くことができない」という話しをよく聞く。現場のニーズも含めて実態はどのようなのだろうか。

**委員** 目黒区では、「ケアマネタイム」というものがあり、電話やFAXでケアマネと医師がコミュニケーションを図るシステムがある。十分とは言えないかもしれないが、様々な取組をしてきている経緯がある。

**副委員長** 今後この仕組みを充実させるとか、今困っていることがあるということはないか。

**委員** ケアマネと顔の見える関係づくりをしてきたが、新型コロナウイルス対応が必要になってそれが難しくなった。ケアマネとの連携は、細くなったかもしれないが、それでも過去の歴史からずっと行っている。

**委員長** 医師の方のご意見が介護や福祉との連携の場でうまく機能すると、新しい政策や地域の変化につながると思う。アドバイザー的立場で関わっていただくことに大きな意味があるだろう。

**委員** 「ケアマネタイム」については、デジタル化に向けて検討していたが、新型コロナで止まってしまった経緯がある。これから検討を再開していきたいと考えている。

地域包括支援センターについて、説明内容は理想的であるが、現場のスタッフは多機能型に対応できるのだろうか。地域包括支援センターは5年毎にプロポーザル方式で事業者が更新される。その際に、評価基準などを示して、新しい方向に向かうよう誘導していくのかと思うが、現場はこれに対応できるのだろうか。

地域包括支援センターをサポートする区の体制はどうなっているのか。現場の職員による課題検討のプロジェクト体制を作っていただきたいと思う。

地域包括支援センターの運営状況を確認する機会があると思うが、そこで各センターが様々な取組をしていること、例えばアウトリーチだとか、認知度を上げるための工夫だとか、パワーのあるところもあれば、大変なところもあったりするが、センターの職員が自ら強化策を出してこの計画に反映してはどうだろうか。

**福祉総合課長** 地域包括支援センターについては、地域包括ケアに係る推進委員会という別の会議体があり、運営実績や毎年度の重点的な取組目標等について意見をもらっている。

また、所長会や地域包括支援センター運営連絡会も毎月開催して意見のやり取りなどを行っている。

すべての地域の相談を地域包括支援センターが担っているわけではない。センターは相談の入口であり、総合相談については、福祉総合課で全体調整を行っている。また福祉外の相談等もあり、社会福祉協議会やコミュニティ・ソーシャルワーカー等、多職種連携で対応している。実際にはもっと細かい様々な活動を地域で行っている。

**委員** それが区民に分からないといけないのではないか。

**委員** 目黒区の地域包括支援センターは、他区のセンターと比較して、職員数が

多い。受託する法人の前提が違う。他区では3職種で3人のところもあるが、目黒区では一つのセンターで13人から15人位の規模の体制のため、多くの分野に取り組むことができる。

**委員** 専門性を要する業務が増えたことで、地域包括支援センターは、人材確保が難しいと言われている。一般的にはケアマネが不足しているが、目黒区では特に問題はないのか。

**福祉総合課長** 今後さらに相談件数が増えていくと検討していく可能性もある。現在、欠員が続くようなことはなく、人的な部分は担保されている。

**健康福祉計画課長** 地域包括支援センターの業務内容と人員をどう決めているかについて、目黒区の地域包括支援センターでは、最初は「在宅療養の推進」をやっていたが、先進区を視察して、人と予算を付けてまず中央地区で行うようにした。業務を増やすときはそれに合わせて人や予算を付けている。ただ、センターの場所が狭く、スペース的には人を増やすことが難しい状況もある。

来年度は、コミュニティ・ソーシャルワーカーの人数を現在の8名から10名に増やしていきたいと考えている。

**委員** P4の「④ 在宅医療と介護・福祉の連携」について、(取組の方向性)はそれぞれ重要であるが、医療と介護の連携は様々な取り組みが行われていて、具体的な問題解決がなされていると思うが、政策レベルでは計画の中に書きにくい。

P5の19行目の「4つの場面」については、場面ごとに整理していくとより具体的に連携の現状や課題が整理しやすいのではないかと考えている。

**福祉総合課長** 「4つの場面」は国が示した特に連携が必要な場面である。在宅療養の場合は、特に医療との連携が重要である。医療と介護が共通して使えるシステムを医師会で運用しているが、情報連携がうまく行えるように支援するとともに、地域包括支援センターが在宅療養のコーディネーターの役割を果たしていくことがさらに必要になってくる。在宅療養の窓口で、どういう対応をするのかを具体的な場面を示して分かりやすく説明したパンフレット等を作成し、周知していくことが必要と考えている。

**委員** 重層的支援体制整備事業では、アウトリーチ事業、参加事業、地域づくり事業等の実施のために、自治体や事業者がコミュニティ・ソーシャルワーカーなどを確保しているところが多い。目黒区で同事業を本格実施するときには状況を見ながら事業を拡充していく方がいいのではないかと考える。先に事業を広げてしまうと、後から変更が必要になってしまうこともあるのではないかと考えている。

**委員長** 次の付託項目に入る。資料2「2 生涯現役社会・エイジレス社会の推進」について、事務局の説明を求める。

**介護保険課長** (資料2の(1)により説明)

**高齢福祉課長** (資料2の(2)により説明)

**委員長** 質問・意見はあるか。

**副委員長** P4の24行目以降で、ハローワークやワークサポートめぐろ、また地域社会貢献活動事業を実施するシルバー人材センターにも言及があるが、厚労省の老健事業では、介護助手の活用が引き続き言われている。国は、高齢者に介護の周辺事業に積極的に関わってもらおうと、社会貢献やボランティアを超えて、報酬を支給して働いてもらうことを考えている。今後、各自治体にもこの考え方が下りてくると思うが、その受け皿となる仕組みがないとうまくいかないのではないかと考えている。

事業者が考える部分ではあるが、区レベルで仕組みをつくる等、区が介護従事者の養成研修を行うことに意味があるのではないかと考えている。

**委員** 別紙2に老人クラブの実績等が示されているが、多趣味の方も多く、発表する場を求めている。また地域には技術を持っている人も多い。シルバー人材セン

ターなど、この方たちが社会的役割を楽しみながら活躍できる場、集まることができる場があるといい。自分たち事業者も関わりをもっていきたいと考えている。

**委員長** 地域には、想いをもって動き始めている人たちがいると思う。行政がそういう人たちを受け止めてもらいたい。

**委員** 社会福祉協議会はボランティア活動と密接な関係がある。在宅福祉サービスセンターでは、様々な高齢者のサポートを行っている。例えば民間の有志がサロン的なものを開いて居場所を作るなどしており、そういった活動が生きがいきり、健康づくり、引いては介護予防につながっていくと思う。

その一方で、元気な人と要支援の人との境目がなくなっているようにも感じる。その受け皿は別々ではなくて、元気な人もちょっと要支援になった人も居場所として或いはサービスとして、活動できたり支援されたりする場を作っていかなければならないのだろうと思う。

いろいろな手だてでアプローチしていく必要がある。どんなことができるのか、引き続き検討していきたい。

**委員** 自立社会の推進に関して、重層的支援や伴走型の地域づくり支援などが展開されており、総合相談においては制度が整ってきているが、参加支援や地域づくりといったところが、今回のテーマになるのではないかと思う。それをしっかりやるのが、人生100年時代をうまく作っていくかに関わってくるのではないか。どうしたら地域と専門性のある当事者グループをつなぐことができるのか。そこがうまくいくと様々なサークル活動やグループでの組織的な活動が始まるのではないか。そういった場所をどう作るのか、そこにどう人を呼び寄せるのか、仕組みを作ることができれば動いていくのではないかと思う。

**副委員長** 今話があった「仕組みづくり」に関して、現場の方には、業務の棚卸をお願いしたい。これは一般の人でもできること、そこは専門家に任せたいほうがいいこと、というように業務を整理分類することが必要だ。

**委員** そのプラットフォームをどう作るかが課題だ。

**委員長** それには、業務を継続して見ていくことが大事で、行政に関わる必要がある。

**委員** 障害のことで地域包括支援センターに相談に行くことはほとんどないが、センターが関わる世帯に障害があるご家族がおられることもあるため、障害者支援団体と地域包括支援センターの連携の必要性はある。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの一環として、目黒区でも保健、医療、福祉関係者による「精神保健医療福祉推進協議会」が立ち上がり動き始めている。その中で、障害者についてもアウトリーチが動き出していると聞いており、少しずつ動いていくかなと思っている。

もう一点としては、福祉人材の確保はどこの事業所でも頭の痛い問題だ。区が相談会を開いたときに参加した。実際に応募はなかったが、こういうアピールをするといいのではといったアドバイスやサポートをいただけたとありがたい。

**委員長** 福祉の人材確保について、区の考えを教えてください。

**健康福祉計画課長** 福祉の人材センターについては、区としても作れるといいとは思いますが、なかなか難しい。区や社会福祉協議会の職員には、人材育成プログラム「飛躍」を実施し、質の高いソーシャルワークができる人材の育成を進めている。また、高齢福祉課では、社会福祉事業団に委託して介護現場の職員の研修会を開催している。

区で専門学校のようなものを作りたいという現場の思いはあるが、財政面の問題もあり、まだそこまでは至っていない。本来であればそういうことに力を入れていくべきとの認識はある。

**委員** 練馬区では福祉・人材育成センターを創設し、学びの場があることで人材が育っている。人材育成センターは、小規模事業所の質を担保する意味があると同時に、

将来的な人材確保にもつながる。ただし、講師陣をそろえるには予算もかかる。

参考資料2「新たな高齢社会対策大綱の概要」によると、高齢者（60～64歳）の就業率の目標は67%だ。60～70歳台前半の高齢者は仕事をしているか何らかの活動をしている。従来の高齢者センターの対象になる人は、実際は後期高齢者でちょっと上の層になっている。老人クラブもそうだ。65歳以上を一律に高齢者とする今までの発想を変えてかないと、ニーズが一致しないのではないか。

**委員長** 老人クラブという名称に抵抗があるという話をよく聞く。新しいニーズをきちんと受け止める工夫が必要だ。

**委員** 医療の場にいると健康な高齢者に会う機会は少ないが、介護予防の事業に行く機会があり、そこでは元気な人たちが大勢活動していた。むしろそういう場に行くことのできない人はどうやって健康増進したらいいのかと思った。日本全体を見れば、元気な高齢者の活躍は必要なことで、医療も福祉や介護と連携を取りながら上手にやっていく必要があることを感じた。

**副委員長** 人生の最後の段階における医療のあり方を考えると、自分が意思表示できなくなる前に、自分がどう亡くなりたいのか、どう最後を過ごしたいのかを、元気なうちに考えておく教育や啓発が必要ではないか。最後をどう過ごすか考えることはよりよく生きるためにも必要だと思う。こういうことも医療との連携の中で、様々な機会を提供できればいいと思う。

**委員** どこまで治療するかは大変難しい問題だ。DNAR（心肺蘇生を行わない選択）と言っても幅がある。例えば脳梗塞は誰にも起こり得る。終活をどうするかはとても大事であると思う。

### 3 その他

**委員長** 次第の「3 その他」として事務局から何かあるか。

**健康福祉計画課長** 机上にめぐろ区報1月15日号を配付した。地域包括支援センター特集なので、参考として見てもらいたい。

また、1月21日に意思決定支援講演会を開催する予定だ。

資料5として、全世代型社会保障構築会議報告書を配付した。参考にさせていただきたい。

資料6は、12月に開催した第3回地域福祉審議会の主な意見をまとめたものである。今後会議録としてまとめ直し、各委員に確認いただく予定である。

### 4 閉会

**委員長** 意見記入用紙を配付してあるので、意見等がある場合は、記入して事務局へ送ってほしい。

今後の予定としては、第4回地域福祉審議会を3月2日午後6時から、計画改定専門委員会を3月27日午後6時から開催する予定である。

本日は閉会とする。